

入札参加資格審査願の提出要領**1 入札参加資格申請要件**

那覇市の発注する建設工事の競争入札に参加を希望する業者は、次の①から⑨までの要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- ③ 雇用保険に加入していること。
(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- ④ 建設業退職金共済制度に加入していること。
- ⑤ 建設業労働災害防止協会に加入していること。
(加入免除されている業種を除く。)
※ 免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事(防音工事を除く。)、建具工事(屋外で施工する工事を除く。)、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
- ⑥ 申請する業種について、建設業の許可を受けていること。
- ⑦ 申請する業種について、審査基準日が**令和元年6月30日**以降の経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば有効とする。
- ⑧ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けた場合を除く。

2 競争入札参加資格審査願の希望業種

登録希望業種は、建設業の許可及び経営事項審査を受けた業種の中から希望する業種(※水道施設を除く。)を最高5つまで選んでください(その際、審査願の業種別データの欄に優先して登録する順に業種を入力してください)。建設業の許可及び経営事項審査を受けていない業種は登録できません。

なお、一旦登録した業種及び優先順位については、次回(令和5・6年度)まで変更はできません。(地位の承継による場合を除く。)

※解体工事について、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事であると判断した場合は土木又は建築で発注し、それ以外については専門の業種で発注する場合があります。

3 留意事項

入札参加資格審査願を申請した者が次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- ① 競争入札参加資格審査願及びこれらの添付書類中虚偽の記載をし、又は重要な事実につ

いて記載しなかったとき。

- ② 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ③ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。
- ※本店（営業所）確認の基準は、次のとおりです。

- ア 建設業法の定めに準ずる看板及び標識が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が住居兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- イ 本市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
- ウ 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
- エ 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
- オ 登記簿謄本に記載されていること。（法人に限る。）

※土木工事及び建築工事のA級又はB級に格付けする業者については、特定建設業の許可を受けている者とします。（那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第8条第4項）

※県外業者については、等級格付けは行いません。

4 受付期間（市内・市外・県外業者）

令和2年12月1日（火）～21日（月）（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※12月21日消印有効

※市内・市外・県外業者の受付時期を区分せず、期間を統一します。

5 提出方法

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、**郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）**

※申請後の提出書類等は返却いたしません。予めご了承ください。

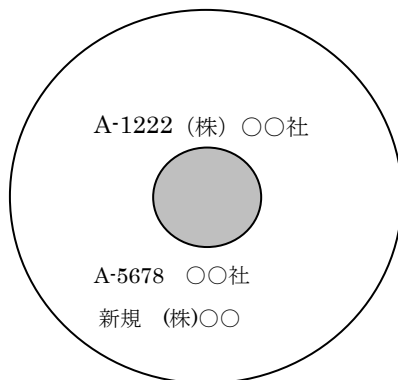
以下の方法により、郵送で提出してください。

- ① 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。（書留類・レターパック・宅配便等）
※申請書類等の到着確認等の問い合わせについては対応できません。ご了承ください。
また、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ② 郵便物に『競争入札参加者資格審査申請書在中』と朱書きしてください。
複数の業者の競争入札参加者資格審査申請書をまとめて送付する場合、1社ずつ個別に封筒に入れる等区分してください。（提出物が混在しないようにしてください。）
また、必ず同時に提出する業者のリスト「複数提出用確認リスト」を作成し同封してください。受付時の確認用に使用します。（ホームページに「複数提出用確認リスト」の様式を掲載しています。）
※郵送する前に全業者の競争入札参加者資格審査申請書とCD-R（CD-RW）等の提出物が同封されているか確認してください。

提出用のCD-R（もしくはCD-RW）については、複数の業者のデータを1つのCD-R

(CD-RW)へ保存も可としますが、CD-R (CD-RW)の表面に全業者の業者番号・商号を必ず記載してください。テプラ等の使用可。(新規申請の場合は番号が付番されていないため、商号の前に「新規」と記載。)(図参照)

【CD-R (CD-RW) 表面記載例：複数データを保存する場合】



- ③ 受付票 (はがき) の必要な方は、指定した様式のとおり作成し、必要事項を記入の上、受付票 (はがき) を提出ファイル (表紙の裏面内側) にクリップ止めしてください。(申請者の郵便番号・住所・会社名等宛先を必ず記入してください。) はがきの様式については下記の図を参照のうえ、作成してください。(受付票が必要ない方は添付する必要はありません。)

受付したことのみを通知する内容となります。(受付印の押印のみ)

※はがきの添付がない場合、切手を貼っていない場合は対応できません。

【受領票】

(表)	(裏)
<p>切手 □□□ □□□□</p> <p>申請者住所 ○○○○</p> <p>申請者名 ○○○○ 御中</p>	<p>令和3・4年度那覇市建設工事 競争入札参加資格審査願</p> <p>【受領票】</p> <p>申請者名：○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 20px auto; text-align: center; line-height: 60px;"> 受領印 </div> <p>那覇市法制契約課</p>

- ④ 提出ファイルについて

提出書類は00 (提出書類チェックリスト：一番上に綴る)、2～20を番号順にフラットファイルA4S型 (ファイルの色は業者番号により指定があります。) に綴り、表紙、背表紙に「令和3・4年度建設工事競争入札参加資格審査願」及び「商号」等を記入してください。(「書類の綴り方」参照)

又、タックインデックス (赤) の大を半分使用し、業者番号を記入して、ファイルの

背表紙の一番上の位置に貼ってください。

※ファイルの色について

業 者 番 号	ファイルの色
A-0001～A-0999	イエロー
A-1000～A-1999	ブルー
A-2000～A-2999	グリーン
A-3000～A-3999	グレー
A-4000～ 新規	パープル

6 送付先及び問い合わせ先

那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

T E L 098-951-3253 F A X 098-894-8974

メールアドレス S-HOUSEI001@city.naha.lg.jp

※メールでのお問合せ等の場合、件名は「(業者番号、業者名) 入札参加資格審査について」にしてください。(新規登録の場合、業者番号が付番されていないため、業者番号の部分は「新規」と記載してください。)

7 提出書類等

※申請後の以下提出書類等は返却いたしません。予めご了承ください。

※提出書類等は、下記No.00「提出書類確認票」の「業者確認欄」をチェックし、全て揃っているか確認してください。

No.	提 出 書 類 等	説 明
00	提出書類確認票	<p>・ <u>業者確認欄をチェック後、2の「競争入札参加資格審査願」の上(ファイルの一番上)に綴ってください。</u></p> <p>※複数の業者の競争入札参加者資格審査申請書をまとめて送付する場合、「複数提出用確認リスト」も別に提出してください。(ファイルに綴らない)</p>
1	申請データ ※CD-R (もしくはCD-RW) へ保存。 申請データ以外は何も保存しないこと。	<p>・ 申請書(エクセルファイル)に必要な事項を入力後、CD-R (もしくはCD-RW)に保存。</p> <p>※CD-R (CD-RW)に業者番号(新規申請の場合は「新規」と記載)と商号を記入してください。</p> <p>※提出されたCD-R (CD-RW)は保存後、こちらで処分します。</p>
2	競争入札参加資格審査願(市様式)	<p>・ 申請データへ入力し保存した申請書を印刷。 (申請データの「競争入札参加資格審査願」のタブの右上「提出書類一式を印刷」から印刷。 県内業者の場合は技術職員有資格者名簿も同時に印刷されますが、名簿はNo.8でご使用くださ</p>

		<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2部印刷し、1部を提出。（内容について問い合わせする場合がありますので、1部は確認用に保管してください。） ・ 用紙サイズはA4。片面印刷
3	印鑑証明書 (原本)	※写し不可
4	委任状・使用印鑑届（様式自由） (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外・県内離島事業者に限る。 ・ 入札、契約等の権限を代理人に委任する場合は代表者からの委任状を提出。 ・ 使用印鑑届は入札、契約等に使用する印鑑が実印と異なる場合に提出。（実印と使用印の両方の押印が必要です。） <p>※写し不可</p> <p>※法人の場合は、会社名及び役職名の記載がある印を押印して下さい（個人の印は使用できません）。</p>
5	建設業許可証明書又は通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出日現在で有効期限内にあるもの。写し可。 <p>※令和3年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後速やかに証明書等を提出すること。</p>
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日が令和元年6月30日以降で最新のものの。 <p>※令和3年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後に通知書を提出すること。</p> <p>※「総合評定通知書」において雇用保険、建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合は、加入証明書又は加入していない理由書を提出。その他の退職金共済制度に加入している場合は、その制度の加入証明書を提出。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、経営事項審査の特例措置として、経営事項審査の受審を猶予されます。別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。該当する場合は審査基準日が平成30年10月29日以降の日付で、申請日現在、最新のものを提出。同時に「経営事項審査未受審に係る理由書」を提出してください。</p>
7	建設業労働災害防止協会加入証明書	写し可

8	技術職員有資格者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・本市様式（別紙）で提出。（No.2で一括印刷した場合、名簿はこちらに綴ってください。「技術資格者名簿」のタブから印刷も可。） 県様式不可。 ・市内・市外業者は、合格証明書又は免許証等の写しを添付すること（有効期限に注意）。 ※一人で同一資格を所有している場合は上位の資格のみ記入。（免許証等も上位の資格のみ添付すること） ※綴り方は、名簿の順番の資格者ごとにつづること。 ※県外事業者は、独自様式で可（合格証明書等は不要）
9	工事経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・本市様式（別紙）。県様式可。県外事業者は独自様式で可。 ・元請・下請別に作成（直前2年分） ※県外事業者は区分されていなくても可
10	登記簿（履歴事項全部証明書）謄本（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業者のみ
11	<ul style="list-style-type: none"> ①身分証明書（本籍地の市町村役場） ②登記されていないことの証明書（東京法務局） （写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者のみ
12	本店等所在地位置図及び写真（市様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市内に本店又は支店等を有する事業者のみ提出 ※写真は、提出日前3ヶ月以内に撮影したもの（写真データを様式に印刷したものでも鮮明であれば可） ※外観と室内を写したカラー写真であること。（看板が見えるように建物全体を写したもの。看板が確認しづらい場合は看板の部分を拡大して写した写真も必要。室内の写真は机、事務機器等の配置が分かるもの）
13	市税納税証明書（滞納のない証明書） ※那覇市市民税課発行 （写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市内に本店又は支店等を有する事業者のみ提出 ※新型コロナウイルスの影響により特例制度の徴収猶予を受けている場合は徴収猶予許可通知書の写しと納税証明書（備考欄に徴収猶予中である旨記載されたもの）。 詳細は別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。

14	I S O 認証取得証明書 エコアクション 2 1 認証取得証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IS09000 S、IS014000 S、エコアクション 2 1 (提出日現在で有効期限内にあるもの) ※更新手続き中の場合は、認証取得証明書の代わりに申請中である証明を提出すること。 ※令和 3 年 4 月 1 日までに有効期限が切れる場合は、更新後に証明書等を提出すること。
15	ボランティア協定又は 災害時における応援協定等 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との協定書の写し、又は加入団体と本市との協定書の写し+加入団体の協力事業者証明書
16	労働保険証明書 (労災のみは不可) (写し可) ※要件に該当する場合、全事業者が対象となります (市内・市外・県外事業者)。 H31・32 年度の入札参加資格申請の際の取り扱いと異なります。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署又は公共職業安定所発行のもの。 ・<u>No.6 で雇用保険加入の有無が「無」となっている場合は提出 (市内・市外・県外事業者)。</u>適用除外者は除く。 ※新型コロナウイルスの影響により特例制度の納付猶予を受けている場合はその旨が示された証明書。詳細は別添の「<u>新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について</u>」をご確認ください。
17	健康保険・厚生年金 (加入・納入) 証明書 (写し可) ※要件に該当する場合、全事業者が対象となります (市内・市外・県外事業者)。 H31・32 年度の入札参加資格申請の際の取り扱いと異なります。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 9 月分まで未納がないことの証明書。 ・<u>No.6 で健康保険・厚生年金保険加入の有無が「無」となっている場合は提出 (市内・市外・県外事業者)。</u>「無」の場合で、健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険領収書の写しを提出。 ※労働者を 1 人も雇用していないため適用が除外されている場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書 (様式自由)」を提出 ※新型コロナウイルスの影響により特例制度の納付猶予を受けている場合はその旨が示された証明書。詳細は別添の「<u>新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について</u>」をご確認ください。
18	障害者雇用状況報告書 (様式 6 号) の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所長への報告書 ・障害者雇用法定義務のある事業者は、報告書の写し。(受付印が押印されていること。) ・法定義務のない事業者で障がい者を雇用している場合は、障害者手帳又は療育手帳等の写し及び在席が確認できる書類 (標準報酬決定通知書の写し等)。提出書類 No.20 で該当する障がい者について、標準報酬決定通知書の写しに記載されている場合は不要。記載がない場合、他の雇用が確認で

		<p>きる健康保険証、源泉徴収票等の書類（市内・市外事業者のみ）</p> <p>※雇用の規模が45.5人以上の事業所で、障害者雇用状況報告書が提出できない場合は、理由書（市様式）を提出すること。</p>
19	<p>国税納税証明書（法人税・消費税等） （写し可）</p>	<p>・未納税額がないことの証明書。 法人事業者：様式その3の3 個人事業者：様式その3の2</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により特例制度の徴収猶予を受けている場合は「徴収猶予許可通知書」または「納税証明書（その1）」の写しを添付してください。</p> <p>詳細は別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。</p>
20	<p>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</p>	<p>・市内・市外事業者のみ</p> <p>・令和2年7月1日現在の被保険者を雇用の規模の人数として数える（7月2日以降に退職している従業員も人数に入るので、削除しないこと）。</p> <p>・標準報酬決定通知書は、氏名、生年月日、適用年月日が確認できる状態で提出すること（報酬額以外は墨消し不可）。</p> <p>・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は、雇用保険被保険者証の写し</p> <p>・事業主のみ又は家族従業員のみで従事しており、雇用保険に加入していない場合は、確定申告書の写し（専従者の氏名欄で確認）。</p> <p>・後期高齢者を雇用している場合は、後期高齢者医療被保険者証の写し＋賃金台帳の写し（直近3カ月分の賃金を確認できるもの）。</p>
21	<p>合格通知書送付用切手</p>	<p>・84円切手1枚（返信用封筒は不要）</p> <p><u>※提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。</u></p>
22	<p>受領票（はがき：必要な方のみ）</p>	<p>・<u>受領印が必要な方のみ。（※受領印が不要の場合は必要ありません。）</u></p> <p>・3ページの「はがきの見本」を参照のうえ作成してください。</p> <p>※はがきには必ず切手を貼ってください。切手が無い場合、住所等必要事項の記載が無い場合は対応できません。（官製はがきは切手不要。）</p> <p><u>※提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止</u></p>

	<u>めしてください。</u>
--	-----------------

※ **注意事項**

- ① 提出書類の各証明書は、基本的に令和2年9月1日以降に発行されたものを提出してください。ただし、商号等記載事項に変更等がある場合は、最新のものを提出してください
- ② 指定された色のファイルに綴ってください。
- ③ 個人事業者に関しては、1.本籍地の市町村からの「身分証明書」と2.東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）の2種類が必要となります。
東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。
- ④ 原則、受付期間内に提出した書類の内容が格付に反映されます。提出漏れがあった場合は反映されませんので、不備のないようにお願いします。特に建設業許可、経営事項審査結果通知書を申請中の場合で直近の許可書及び通知書を提出した場合、基本的に提出した内容で格付することとなります。(令和3年4月1日に期限が切れる場合は改めて更新後の許可書及び通知書の提出が必要となりますが、基本的に先に提出した直近の内容が格付に反映されることとなります。)
- ⑤ 書類の不備がないよう、十分確認したうえで提出してください。インデックスの貼り忘れ、ファイルに綴っていない場合も書類不備となり、受付できない場合があります。郵送する前に再度確認してください。
- ⑥ 提出された申請書等に訂正がある場合には確認に時間を要します。早めの提出をお願いします。

8 **入札参加資格の有効期間**

登録の日から令和5年（西暦2023年）3月31日までとする。ただし、同日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまでの間、引き続き有効とします。

※ 合格通知書の発送は、令和3年3月末の予定です。

なお、通知書の内容に対する異議申立ては、法制契約課 工事契約G (TEL:098-951-3253) で通知書送付後30日以内に限り受け付けます。

※ **語句の説明**

- ①市内事業者とは、那覇市内に本店のある事業者をいう。
- ②市外事業者とは、沖縄県内で那覇市以外に本店のある事業者をいう。
- ③県外事業者とは、沖縄県外に本店のある事業者をいう。

建設工事等競争入札参加資格審査願変更届について

資格審査願提出後に次の事項に変更があるときは、「建設工事等競争入札参加資格審査願変更届」に必要書類を添付のうえ速やかに提出してください。

なお、各変更事項の添付書類については、変更届の裏面を参照してください。

- | | | |
|----------|--------|-------------------|
| ①商号又は名称 | ②代表者 | ③代理人 |
| ④資本金 | ⑤所在地 | ⑥電話番号 |
| ⑦FAX番号 | ⑧実印 | ⑨使用印 |
| ⑩建設業許可更新 | ⑪経審基準日 | ⑫技術職員（資格の取得・更新含む） |

⑬事業の承継願

⑭廃業届

⑮ I S O 等認証取得

⑯ その他（役員変更等）

※変更届を提出する場合は、必ず業者番号を記入してください。

変更届の掲載場所は、以下のとおりです。

那覇市ホームページ ⇒ 「産業・ビジネス」 ⇒ 「業者登録・入札・契約の事業者登録」
⇒ 「建設工事・建設工事に係る業務委託の入札参加資格申請情報及び申請書様式について」の
建設工事競争入札参加資格審査願変更届 を参照。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/jigyousyatouroku/20200624zyouzihyouzi.html>

※ 注意事項

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の有効期限は
1年7ヶ月です。（毎年変更届の提出が必要です。）

**建設業許可又は経営事項審査の有効期限が切れている場合は、応札が無効となりま
す**ので注意してください。

変更届の控が必要な場合は、変更届の写し又は受付票も提出してください。

那覇市へ建設工事等の競争入札参加資格審査願を提出し、それに合格した事業所には、那覇
市での業者番号があります。（A-〇〇〇〇番）

業者番号は更新するたびに変わることなく、一度登録されると継続して同じ業者番号になり
ます。

変更届の提出時、お問い合わせは、事業所名と業者番号でお願いします。